

# 「紹介受診重点医療機関」の公表について

当院は令和5年8月1日付けにて、「紹介受診重点医療機関」として山形県の紹介受診重点医療機関リストに掲載されました。

「紹介受診重点医療機関」とは、外来機能の明確化・連携を強化し、患者さんの流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、紹介患者さんへの外来を基本とする医療機関であることを明確化し、紹介状を持たずに外来受診する患者さんから、一部負担金とは別に「**\*特別の料金**」を徴収する医療機関となります。

## \*特別の料金

①非紹介患者初診加算料（初診時に他の医療機関からの紹介状が無く受診する場合）

医科：7,000円 歯科：5,000円

②再診加算料（他の医療機関へ紹介した後に自らの判断で紹介状が無く受診する場合）

医科：3,000円 歯科：1,900円

始まりです。  
紹介受診重点医療機関。



それは、かかりつけ医などからの紹介状を持って受診いただくことに重点をおいた医療機関です。

- 手術・処置や化学療法等を必要とする外来、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする外来などを行っています。
- 紹介状のありなしに関わらず、受診は可能ですが、紹介状がなく来院された場合は、一部負担金（3割負担等）とは別の「特別の料金」が原則必要となります。

2023年新制度スタート

令和5年8月版

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

### 1 紹介受診重点医療機関とは？

手術・処置や化学療法等を必要とする外来、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする外来などを行っています。



### 2 紹介状を用いた場合の受診のながれ



- 医療機関を受診後、他の医療機関での診療が必要と判断された場合、紹介状が発行されます。
- 紹介受診重点医療機関からは、かかりつけ医や身近な医療機関などへの紹介状を発行してもらいましょう。
- 医療機関どうしの役割分担により、患者さんが適切な検査や治療をよりスムーズに受けられるようになり、待ち時間の短縮などが期待されます。

### 3 紹介受診重点医療機関の情報は、都道府県や厚生労働省のホームページをご覧ください！



もっと、くわしく知りたい方は、  
厚生労働省 紹介受診重点医療機関

令和5年8月版

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare